

令和6年（2024年）10月7日
厚生委員会資料
地域支えあい推進部地域活動推進課

地域支えあい活動における見守り対象者名簿の運用について

「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」の施行（平成23年4月）以来、基本理念に則り、区民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、区、関係機関、地域住民、事業者等が相互に連携を図りながら、地域支えあい活動を行ってきた。

とりわけ、見守り対象者名簿（以下、「名簿」という。）については、地域における見守り活動が行われるよう、団体等へ提供してきたが、この間の名簿の活用実態を検証し、名簿の運用を下記のとおり見直すこととしたので、報告する。

1 町会・自治会、民生児童委員に対する名簿の提供

（1）現状と課題

町会・自治会、民生児童委員は、日常的な見守り活動において名簿の活用がなされ、その活動の中で安否確認等が必要な場合は、区民活動センター、すこやか福祉センター、地域包括支援センター等の職員が対応し、人命救助の必要性がある場合には警察署・消防署と連携し対応をしてきた。

見守り活動が充実している地域がある一方、活動が広がらない地域もあり、より一層の支援が必要である。

（2）名簿の運用等

- 引き続き名簿の提供を行う。
- 名簿を活用した事例を広く区民に紹介し、地域における支えあい活動への理解、協力を深める。
- 名簿活用の勉強会を開催する等、支えあい活動の普及促進を進めるとともに、名簿の活用に関して意見交換を行う。

2 警察署・消防署に対する名簿の提供

（1）現状と課題

警察署・消防署にとって、支援を要する者の生命、身体又は財産を円滑かつ迅速に保護することができるようにするための活動（人命救助、緊急対応）は本来業務であり、名簿は緊急対応後の身元確認や安全啓発に活用されてきた。

緊急時には区と直接電話等で要支援者の確認を行う対応がほとんどとなっており、また、日常的な名簿の管理の負担感についても一部の署より聞いている。

（2）名簿の運用等

- 名簿の提供は行わない。
- 人命に係る緊急事態においては、引き続き情報提供を行う等連携体制を構築する。
- 緊急連絡カード及びキーholderを使用した緊急時対応の連携を強化する。
- 行政の現在の取り組みや組織について案内するほか、地域の見守り活動との連携について意見交換や情報交換を行う。

3 今後のスケジュール

令和6年10月 関係団体へ報告・説明

令和6年11月 警察署・消防署との協定期間満了に伴い、名簿提供終了
以降、連携強化に向けた意見交換実施

令和6年度中 名簿を活用した事例等の周知